

(その1)

収支報告書

(令和 6 年分)

(ふりがな) (ながやまともひとこうえんかい)

- 1 政治団体の名称 永山ともひと後援会
- 2 主たる事務所の所在地 柏市松葉町3-7-3-F201
- 3 代表者の氏名 永山智仁
- 4 会計責任者の氏名 永山智仁

問合せ先

(担当者) 永山智仁

(電話) 090-3820-9271



398730

3/27

定内郵資国全領N
解後窓NN県N過

F1 F2 F3 F4 F5 F6
0 0

資金管理団体の指定の有無

☐ 無

☒ 有

※以下は指定「有」の場合のみ記入

公職の種類 柏市議会議員

(現職)

資金管理団体の届出をした者の氏名 永山智仁

(※1) 資金管理団体の指定の期間

令和	年	月	日	から
令和	年	月	日	まで

※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

☐ 政党の支部	☐ 政党
☒ その他の政治団体(後援会等)	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等

☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類 (現職・候補者等)

(※2) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和	年	月	日	から
令和	年	月	日	まで

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
(1) 収	入 総 額 (①+②)			129	460
	① (前年からの繰越額)			12	460
	② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G)			17	000
(2) 支	出 総 額 (表(その13-1)の合計額)			15	500
(3) 翌	年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))			23	960

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。→

(1) 個人の負担する党費又は会費		十億	百万	千	円
金	額 A				0
員	数				0

(2) 寄 附		十億	百万	千	円
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分		金 額			
(ア) 個 人 か ら の 寄 附					0
[うち 特 定 寄 附]					
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附					0
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附				17	000
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)				17	000
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]					0
イ 政 党 匿 名 寄 附					0
合 計 B (ア+イ)				17	000

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その7-3) 政治団体

(7) 寄 附 の 内 訳 (政治団体)					寄 附 者 の 区 分		政治団体	
団 体 の 名 称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千	円				
立憲民主党千葉県総支部連合会			17	000	R6.9.25	千葉市中央区中央4-3-5-4階	奥野総一郎	
こ の 頁 の 小 計			17	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附								
合 計			17	000				

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目				金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出		備 考		
1	経 常	経 費		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
(1)	人	件	費									
(2)	光	熱	水	費								
(3)	備 品	・	消 耗 品	費			5,500					
(4)	事	務	所	費								
小 計 ((1)～(4))							5,500					
2	政 治	活 動	費	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
(1)	組 織	活 動	費									
(2)	選 挙	関 係	費									
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※											
(内 訳)	ア 機関紙誌の発行事業費											
	イ 宣伝事業費											
	ウ 政治資金パーティー開催事業費											
	エ その他の事業費											
(4)	調 査	研 究	費									
(5)	寄 附	・	交 付 金									
(6)	そ の 他	の 経 費										
小 計 ((1)～(6))							0	うち本部・支部間の交付金合計				円
合 計							5,500	←1の小計と2の小計の合計を記載すること。				

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分		備品・消耗品費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。		金額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
		十億	百万	千	円				
この頁の小計									
その他の支出					5,500				
合 計					5,500				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2) ②国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☐ 領収書等の写し
- ☐ 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ☐ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 25 日

政治団体の名称 永山ともひと後援会

会計責任者の氏名 永山智仁 /



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。